

区分所有法 管理所有 宅建 H17-14-1 《#675》

【問】 正誤をつけよ。

共用部分であっても、規約で定めることにより、特定の区分所有者の所有とすることができる。

【答え】 正しい

《ポイント1》 管理所有【基礎 or 発展】

管理者は、規約に特別の定めがあるときは、共用部分を所有することができる。（区分法 27 条 1 項）

⇒ 管理者は、区分所有者以外の者でもかまわない

《ポイント2》 共用部分の共有関係【基礎 or 発展】

1 共用部分は、区分所有者全員の共有に属する。

2 前項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。ただし、第 27 条第 1 項の場合を除いて、区分所有者以外の者を共用部分の所有者と定めることはできない。（区分法 11 条 1 項本文、2 項）